

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年 6月30日
【会社名】	株式会社エスライン
【英訳名】	S LINE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 山 口 嘉 彦
【本店の所在の場所】	岐阜県羽島郡岐南町平成 4 丁目68番地
【電話番号】	(058) 245 - 3131
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 村 瀬 博 三
【最寄りの連絡場所】	岐阜県羽島郡岐南町平成 4 丁目68番地
【電話番号】	(058) 245 - 3131
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 村 瀬 博 三
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月26日開催の第76期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金7円 総額142,966,383円
効力発生日
平成27年6月29日

第2号議案 株式併合の件

併合の割合
当社普通株式2株を1株の割合で併合
効力発生日
平成27年10月1日

第3号議案 定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行その他に関するもの）

議決権を有する監査等委員である取締役（過半数は社外取締役）を置くことにより、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図り、より透明性の高い経営の実現を目指すことを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する。

平成27年5月1日に施行された会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）により、定款の定めによって業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められることとなったことに伴い、それらの取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第31条（取締役の責任免除）に第2項を追加する。

機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう規定を追加するとともに基準日の規定を明確化する。

上記に係る条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更その他所要の変更をする。

なお、変更内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

変 更 前	変 更 後
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 （条文記載省略）</p> <p>（新 設）</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 （現行どおり）</p> <p>（機 関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p>(3) 会計監査人</p>
<p>第4条 （条文記載省略）</p>	<p>第5条 （現行どおり）</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第 2 章 株 式 第 5 条 ~ 第 11 条 (条文記載省略)</p> <p>第 3 章 株主総会 第 12 条 ~ 第 17 条 (条文記載省略)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (員数) 第 18 条 当社の取締役は 15 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任の方法) 第 19 条 取締役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">2 . ~ 3 . (条文記載省略)</p> <p>(任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の設置) 第 21 条 当社は、取締役会を置く。</p>	<p>第 2 章 株 式 第 6 条 ~ 第 12 条 (現行どおり)</p> <p>第 3 章 株主総会 第 13 条 ~ 第 18 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (員数) 第 19 条 当社の監査等委員でない取締役は 15 名以内とする。 2 . 当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</p> <p>(選任の方法) 第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">2 . ~ 3 . (現行どおり)</p> <p>(任期) 第 21 条 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 . 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 3 . 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠のために選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 (条文記載省略) 2. ~ 3. (条文記載省略) 4. 取締役副社長、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐して会社の業務を執行し、取締役社長事故あるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。</p> <p>第23条 (条文記載省略)</p> <p>(報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>2. (条文記載省略)</p> <p>第25条 ~ 第26条 (条文記載省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第27条 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役会は取締役および監査役の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで開催することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 (現行どおり) 2. ~ 3. (現行どおり) 4. 取締役副社長、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐して会社の業務を執行し、取締役社長に事故あるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第25条 ~ 第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第27条 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役会は取締役の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで開催することができる。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(取締役会の決議方法) 第28条 (条文記載省略) 2. 取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録) 第29条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>第30条 (条文記載省略)</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 (条文記載省略) 2. (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第28条 (現行どおり) 2. 取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録) 第29条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項に規定する取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(取締役への業務執行の決定の委任) 第32条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

変 更 前	変 更 後
<u>第 5 章 監査役および監査役会</u>	(削 除)
<u>(監査役および監査役会の設置)</u>	
<u>第32条 当社は、監査役および監査役会を置く。</u>	(削 除)
<u>(員数)</u>	
<u>第33条 当社の監査役は、5名以内とする。</u>	(削 除)
<u>(選任の方法)</u>	
<u>第34条 監査役は株主総会の決議によって選任する。</u>	(削 除)
<u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u>	(削 除)
<u>(任期)</u>	
<u>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>	(削 除)
<u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削 除)
<u>(常勤の監査役)</u>	
<u>第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	(削 除)
<u>(報酬等)</u>	
<u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)
<u>(監査役会)</u>	
<u>第38条 監査役会は、法令に定める権限を有するほか、各監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。</u>	(削 除)

変 更 前	変 更 後
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第39条 監査役会の招集通知は、会日の4日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役会は監査役の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで開催することができる。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第41条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u> 第42条 前各項のほか、監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第43条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(削 除)</p>

変 更 前	変 更 後
(新 設)	第5章 監査等委員会 (常勤の監査等委員)
(新 設)	第33条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
(新 設)	(監査等委員会の招集通知) 第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の4日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。
(新 設)	2. 監査等委員会は監査等委員の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで開催することができる。
(新 設)	(監査等委員会の決議方法) 第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(新 設)	(監査等委員会の議事録) 第36条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。
(新 設)	(監査等委員会規程) 第37条 前各項のほか、監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

変 更 前	変 更 後
第 6 章 会計監査人 (<u>会計監査人の設置</u>)	第 6 章 会計監査人 (削 除)
第44条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u>	
第45条～第46条 (条文記載省略)	第38条～第39条 (現行どおり)
(報酬等)	(報酬等)
第47条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>	第40条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u>
第48条 (条文記載省略)	第41条 (現行どおり)
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
第49条 (条文記載省略)	第42条 (現行どおり)
(剰余金の配当)	(剰余金の配当等)
第50条 <u>剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u>	第43条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
(新 設)	(剰余金の配当の基準日)
(新 設)	第44条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u>
(新 設)	2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>
	3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
第51条 (条文記載省略)	第45条 (現行どおり)
附則	附則
(新 設)	第 1 条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役であった者の責任を、法令の限度において免除することができる。</u>

- 第 4 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
 取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、山口嘉彦、村瀬博三、桑原 等、白木武、岡部武廣、加藤孝一、青木浩一、堀江繁幸、村瀬明治および笠井大介を選任する。
 本議案の決議の効力は、第 3 号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行その他に関するもの）」が承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件とする。
- 第 5 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件
 監査等委員である取締役として、辻上忠範、中村 正および岡本 実を選任する。
 本議案の決議の効力は、第 3 号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行その他に関するもの）」が承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件とする。
- 第 6 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額 1 億円以内（賞与を含む。）とする。
 本議案の決議の効力は、第 3 号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行その他に関するもの）」が承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件とする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額2,000万円以内（賞与を含む。）とする。

本議案の決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行その他に関するもの）」が承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 剰余金の配当の件	18,372	2	0	(注)1	可決 99.41%
第2号議案 株式併合の件	18,334	40	0	(注)2	可決 99.20%
第3号議案 定款一部変更の件 (監査等委員会設置会社への移行その他に関するもの)	18,337	37	0	(注)2	可決 99.22%
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件 山口嘉彦 村瀬博三 桑原等 白木武 岡部武廣 加藤孝一 青木浩一 堀江繁幸 村瀬明治 笠井大介	18,371 18,371 18,370 18,372 18,372 18,372 18,372 18,372 18,372 18,372	3 3 4 2 2 2 2 2 2 2	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	(注)3	可決 99.41% 可決 99.41% 可決 99.40% 可決 99.41% 可決 99.41% 可決 99.41% 可決 99.41% 可決 99.41% 可決 99.41% 可決 99.41%
第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 辻上忠範 中村正 岡本実	18,370 18,372 18,372	4 2 2	0 0 0	(注)3	可決 99.40% 可決 99.41% 可決 99.41%
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件	18,370	4	0	(注)1	可決 99.40%
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	18,370	4	0	(注)1	可決 99.40%

(注)1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までに議決権行使書により行使された議決権の数および当日出席のうち株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計した結果、賛成数が可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。